

入 札 公 告

下記業務について、次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告します。

令和8年9月24日

三宅町長 森田 浩司

1. 競争入札に付する事項等

- | | | |
|-----|---------|--|
| (1) | 業 務 名 | 三宅町塵芥車購入業務 |
| | 業 務 番 号 | 第 8－2 号 |
| (2) | 業 務 場 所 | 磯城郡三宅町大字 伴堂 地内 |
| (3) | 業 務 概 要 | 別紙「三宅町塵芥車購入業務仕様書」による |
| (4) | 業 務 期 間 | 契約締結日 から 令和10年3月31日 |
| (5) | 入札保証金 | 免除 |
| (6) | 契約保証金 | 免除 |
| (7) | 入札回数 | 2 回 |
| (8) | 入札方法 | 三宅町郵便入札実施要領（令和7年3月三宅町要領第3号）による
郵便入札 |

2. 競争入札参加条件

競争入札参加資格審査申請（物品購入等）のうち、P1（自動車・部品・車両等整備）の希望営業種目に登録を有する業者であって、次に掲げる条件をすべて満たすとともに、かつ「3. 入札手続き等」に定める競争入札参加資格の確認を受けた者がこの入札に参加することが出来ます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 本一般競争入札の公告日において、奈良県または奈良県内自治体の入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
- (3) 三宅町暴力団排除条例（平成23年条例第22号）に該当しない者
- (4) 国税・地方税の滞納のない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（会社更生法にあっては更正手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

3. 入札手続き等

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の交付期間及び交付方法

①交付期間 令和8年9月24日（木）から令和8年10月26日（月）まで

②交付方法 町ホームページよりダウンロードして下さい。

URL <https://www.town.miyake.lg.jp>

(2) 競争入札参加資格の確認

この業務の入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書等を次のとおり提出し、競争入札参加資格があることの確認を受けなければなりません。

①提出について

ア. 提出日時 令和8年9月24日（木）から令和8年10月8日（木）まで

受付時間 午前9時00分から午後5時00分まで

（ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日を除く）

イ. 提出方法 持参または郵送による。

※郵送による場合は、配達記録郵便が付加された郵便（例：「一般書留」「簡易書留」「特定記録郵便」等）により郵送し、申請者で到着の確認を行ってください。

※なお、郵送に要する費用は、入札参加者の負担とします。

ウ. 提出場所 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689

三宅町役場 1階 住民福祉課（環境衛生）

エ. 提出書類 ①競争入札参加資格確認申請書

②納車を予定する車両のスペック（主要諸元等）を記載した書類。

（カタログ等については該当部分にマーキング等を行うこと。）

オ. 提出部数 1部

②競争入札参加資格の確認結果は、令和8年10月14日（水）発の郵送で通知します。

③競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者に対する理由の説明

ア. 競争入札参加資格の確認を得ることができなかった者は、その理由について、次のとおり書面により説明を求めることができます。

提出日 令和8年10月20日（火）

受付時間 午前9時00分から午前11時30分まで

午後2時00分から午後5時00分まで

提出場所 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689

三宅町役場 1階 住民福祉課（環境衛生）

提出方法 書面（任意様式）を持参して下さい。

郵送及び電送によるものは受け付けません。

イ. 説明を求められたときは、令和8年10月23日（金）までに説明を求めた者に対し書面により回答します。

④その他

ア. 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

イ. 提出された競争入札参加資格確認申請書等は返却しません。

ウ. 作成及び提出に係る費用は申請者の負担とします。

エ. 提出日以降における競争入札参加資格確認申請書等の差替え及び再提出は認めません。

オ. 競争入札参加資格確認申請書等に関する問い合わせ先

奈良県磯城郡三宅町大字伴堂 6 8 9

三宅町役場 住民福祉課（環境衛生）担当：津川

電話 0 7 4 5 - 4 4 - 3 0 7 7 内線 4 3 1

（３）質問の受付及び回答

①質問の提出

質問は「質問回答書」により提出すること。ただし、質問回答書を提出する際には、必ず問い合わせ先に電話でその旨を連絡をしてください。

提出期限 令和 8 年 9 月 3 0 日（水）午後 5 時 0 0 分まで

提出方法 F A X または メール

F A X 0 7 4 5 - 4 3 - 0 9 2 2

メールアドレス kankyo@town.miyake.lg.jp

②回答方法

すべての質問に対する回答は、令和 8 年 1 0 月 2 日（金）に三宅町ホームページの本入札のページに掲載します。

（４）入札書の提出等

①入札書等の作成

「三宅町郵便入札実施要領」「三宅町郵便入札の実施に関するガイドライン」に従い、下記書類を作成すること。

- ・入札書（建設工事の場合は内訳書を含む）
- ・内封筒
- ・外封筒

②入札に係る金額の記入方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載してください。

契約期間中に税率が変更された場合は、その税率により算出した消費税及び地方消費税に変更し、発注者が負担するものとします。

③入札書等の提出

入札書等は必ず「一般書留」又は「簡易書留」で郵送により提出することとし、その他の方法での提出は認めません。なお、郵送に要する費用は入札者の負担とします。

④提出期限

入札書は令和8年10月23日（金）午後5時00分までに提出先に到着するよう発送することとし、期限を越えて到着した入札書等は無効とします。

なお、到着確認は書留番号による問い合わせ等で入札者が行うこと。

（５）入札執行の日時、場所等

①日 時 令和8年10月26日（月） 午前10時00分

②場 所 奈良県磯城郡三宅町大字伴堂689
三宅町役場 2階 庁議室

③立 会 人 本件入札業務に関係のない三宅町職員2名の立会のもと開札を行います。

（６）開札の傍聴

①傍聴の受付

本件の入札者又は入札者が認めた代理人に限り、開札を傍聴することが出来ます。傍聴を希望する場合は開札の5分前までに開札場所へ来場し受付を済ませてください。

②必要書類

傍聴希望の受付時に下記の書類により入札者であることの確認を行います。

- ・当該入札の入札通知書（原本）
- ・来場した本人の名刺

※ 代理人の確認は、受付で提示された名刺と入札者の商号又は名称が一致していることにより行います。

（７）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効となります。なお、無効となる入札を行った入札者は（10）に定める再度入札に参加できません。

- ①入札参加条件を満たさない者のした入札
- ②町長の定める入札条件に違反した入札
- ③入札書に記名押印を欠く入札
- ④入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
- ⑤同一入札者がなした2以上の入札
- ⑥「一般書留」「簡易書留」以外の方法でなされた入札
- ⑦公告等で示した入札書の到達期限を過ぎて到達した入札

- ⑧その他入札に関する条件に違反してなされた入札
- ⑨入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(8) 入札者の失格

次のいずれかに該当する入札者は失格となります。なお、失格となった入札者は(10)に定める再度入札には参加できません。

- ①公正な入札の執行を害する行為又は談合等の不正行為をした者
- ②最低制限価格を採用した入札において、最低制限価格未満の入札をした者
- ③予定価格を入札執行前に公表した入札において、最低制限比較価格未満または入札書比較価格を超える金額の入札をした者

(9) 落札者の決定方法

- ①入札書比較価格を超えない金額のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とします。
なお、最低制限価格を採用した入札においては、入札書比較価格を超えない金額かつ最低制限比較価格を下回らない金額のうち、最低価格の入札を行った者を落札者とします。
- ②落札となるべき同価格の入札をした者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。なお、郵便入札におけるくじの方法については「三宅町郵便入札の実施に関するガイドライン 別紙3」に従うものとします。

(10) 落札者が決定しない場合の対応

- ①入札回数が1回の入札(予定価格を事前に公表する入札)において、落札者が決定しなかった場合は直ちに入札を打ち切ります。
- ②入札回数の上限が2回の入札において、1回目の入札で落札者が決定しなかった場合は引き続いて再度入札を行います。再度入札においても落札者が決定しなかった場合は直ちに入札を打ち切ります。

(11) 開札の録画及び録画映像の開示請求

- ①開札の様子は録画をします。
- ②録画映像の開示請求

ア. 録画映像について、次のとおり開示を請求することができます。

請求期間	入札執行日の翌日から起算して14日以内
請求方法	事前に電話で開示請求を行う旨を下記連絡先へ連絡し、開札映像開示請求書(三宅町郵便入札実施要領 郵一第5号様式)に必要事項を記載した上で持参すること。
必要書類	上記請求書 開示を請求する入札の入札通知書 映像の閲覧者の名刺

イ．録画映像の開示は次のとおり行います。

開示方法 入札執行課で担当職員立ち会いのもと映像を確認すること。

開示場所 奈良県磯城郡三宅町伴堂 6 8 9
三宅町役場 1 階 住民福祉課（環境衛生）

受付時間 午前 9 時 0 0 分から午前 1 1 時 3 0 分まで
午後 1 時 0 0 分から午後 5 時 0 0 分まで

ウ．その他

- ・ 開示請求ができる者は当該入札の入札者に限ります。
- ・ 入札を行う前に辞退をした場合は、開示請求は出来ません。
- ・ 映像の閲覧は、入札者又は入札者が指定した代理人に限ります。
- ・ 代理人が閲覧する場合は、代理人本人の名刺を持参ください。
- ・ 請求期間を過ぎてからの開示請求は受け付けません。
- ・ 映像の撮影、映像データの記憶媒体への複製又は移動、映像データの破壊、その他これらに類する行為は禁止します。

（１２）入札の中止又は延期

- ①競争入札参加資格申請者が 1 者の場合であっても、入札は中止しません。
- ②入札参加者が 1 者となった場合であっても、入札は中止しません。入札回数の上限が 2 回の入札において再度入札となった場合においても同様とします。
- ③入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めたときは、入札を中止又は延期する場合があります。

（１３）その他

- ①落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったときは、契約の締結はできません。
- ②この入札に係る業務契約は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例（昭和 3 9 年三宅町条例第 1 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を要するため、議決後に、当該仮契約を本契約とみなします。
- ③仮契約の締結後議会の議決までの間に、仮契約を締結したものがこの入札に係る業務以外に関し競争入札の参加資格の制限または指名停止措置を受けた場合には、町は当該仮契約を解除し、本契約を締結しないことができます。この場合においては、町は当該契約の解除につき一切の損害賠償の責めを負いません。